～静岡市国民健康保険料の減免制度のご案内～

以下の特別な理由により保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料を減額又は免除する制度があります。

１．減免の対象となる方

減免が受けられる条件	必要書類
（１）生活保護（生活扶助）を受給している方 □国保加入者全員が生活保護（生活扶助）を受給している世帯	□生活保護の保護証明書
（２）就学援助を受給している方 □就学援助の対象となる児童が国民健康保険の被保険者である世帯	□就学援助認定通知書 ※**６月～８月まで**に申請する場合⇒**前年度の**認定通知書 ※**９月以降**に申請する場合　⇒**当年度の**認定通知書 （認定通知書を紛失した場合はご相談ください）
（３） 病気やけがにより前年と比較して所得が 20%以上減少する見込みの方 □医師の診断書により、療養期間や就労不可であることが明記されている方 □前年と比較して所得が 20%以上減少する見込みの世帯 □前年の所得金額の合計が 1,000 万円未満の世帯 □現年見込所得金額と預貯金等の総額が 1,000 万円未満の世帯	□医師の診断書又は傷病手当支給申請書の医師の証明欄写し □世帯主及び被保険者全員の**前年の**収入額（傷病手当などの非課税収入を含む）が確認できるもの □世帯主及び被保険者全員の**現年の**収入額（傷病手当などの非課税収入を含む）が確認できるもの □世帯主及び被保険者全員の預貯金等の残額が確認できる通帳等
（４）解雇や倒産など（会社都合）による失業により前年と比較して所得が 20%以上減少する見込みの方 □雇用保険受給資格者証や解雇通知書等、会社都合での退職であることが証明される書類がある方 □前年と比較して所得が 20%以上減少する見込みの世帯 □前年の所得金額の合計が 1,000 万円未満の世帯 □現年見込所得金額と預貯金等の総額が 1,000 万円未満の世帯	□雇用保険受給資格者証、解雇通知書等 □世帯主及び被保険者全員の**前年の**収入額（失業手当などの非課税収入を含む）が確認できるもの □世帯主及び被保険者全員の**現年の**収入額（失業手当などの非課税収入を含む）が確認できるもの □世帯主及び被保険者全員の預貯金等の残額が確認できる通帳等
（５） 自営業の方で事業の休廃業により前年と比較して所得が 20%以上減少する見込みの方 □税務署に提出する「廃業(休業)届」の写し等により、休廃業をしたことが確認できる方 □前年と比較して所得が 20%以上減少する見込みの世帯 □前年の所得金額の合計が 1,000 万円未満の世帯 □現年見込所得金額と預貯金等の総額が 1,000 万円未満の世帯	□税務署に提出する事業の廃止届の控え、破産決定通知等 □世帯主及び被保険者全員の**前年の**収入額（非課税収入を含む）が確認できるもの □世帯主及び被保険者全員の**現年の**収入額（非課税収入を含む）が確認できるもの □世帯主及び被保険者全員の預貯金等の残額が確認できる通帳等
（６） 災害により前年と比較して所得が 20%以上減少する見込みの方 □り災証明書等により、被災したことが確認できる方 □前年と比較して所得が 20%以上減少する見込みの世帯 □前年の所得金額の合計が 1,000 万円未満の世帯 □現年見込所得金額と預貯金等の総額が 1,000 万円未満の世帯	□り災証明書 □世帯主及び被保険者全員の**前年の**収入額（非課税収入を含む）が確認できるもの □世帯主及び被保険者全員の**現年の**収入額（非課税収入を含む）が確認できるもの □世帯主及び被保険者全員の預貯金等の残額が確認できる通帳等
（７）災害により資産に損失があった方 □災害（火災等）により、資産（家屋、家財）の総価額に 20%以上の損失があった世帯 ※保険により補填される場合はその分を損失額から差し引きます。	□り災証明書 □固定資産税納税通知書 □名寄帳 □災害保険による補填がある場合は、支給に関する通知等
（８）刑事施設に入所している（していた）方 □刑事施設に入所している（していた）方	□入所（在所・在監）証明書

２．申請期限・申請方法

【申請期限】

申請期限は、各納期限の７日前までとなります（ただし、災害による減免、刑事施設に入所していた方については、申請期限を過ぎている場合でも減免申請が可能です。）。

【申請方法】

申請は原則、お住いの各区役所保険年金課の窓口で受け付けます。